

令和4年2月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区基金条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 森林環境基金を設置するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 基金の設置（別表）
森林の整備及びその促進に資することを目的として、森林環境基金を設置する。
 - イ 基金の名称変更（別表）
奨学資金の貸付基金 → 奨学資金基金
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

2 文京区職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員	1, 527人	→	1, 545人	（18人増）
イ 議会の事務部局の職員	10人	→	10人	（増減なし）
ウ 教育委員会の事務部局の職員	192人	→	212人	（20人増）
エ 教育委員会の所管に属する学校の職員	158人	→	157人	（1人減）
オ 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	7人	（増減なし）
カ 監査委員の事務部局の職員	6人	→	6人	（増減なし）
合計	1, 900人	→	1, 937人	（37人増）
- (3) 施行期日 令和4年4月1日

3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 出生サポート休暇制度を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容 特別休暇に出生サポート休暇を追加する。（第15条第1項第1号及び第2号）
※ 出生サポート休暇
職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇であり、1会計年度において、5日（体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）まで取得できる。
- (3) 施行期日 令和4年4月1日

4 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への職員の派遣の終了に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への職員の派遣に係る規定の削除（第2条第1項第5号）
- (3) 施行期日 公布の日

5 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 手数料に係る特例の適用期限を延長するため、提案する。
- (2) 改正内容
令和3年6月1日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る営業の許可を受けていた者が当該営業の継続のために営業の許可の申請を行う場合において、適用される更新申請手数料の額が改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を超えるときは、当該改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を適用することとする特例について、適用期限を1年延長し、令和5年3月31日までとする。（付則第4項）
- (3) 施行期日 公布の日

6 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正等に伴い、手数料を改定するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表第1）
 - ア 長期優良住宅建築等計画の認定申請について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定に基づく確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出があったときは、当該認定に係る審査手続を省略することとなったことに伴い、当該認定申請手数料額を改定する。
 - イ 共同住宅に係る長期優良住宅建築等計画について、住戸単位から住棟単位で認定を受ける方式へ変更されたことに伴い、当該認定申請手数料額等の算定方法を変更する。
 - ウ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴う引用条文の整備
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和4年2月20日。ただし、(2)ウについては令和4年4月1日

7 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 占用料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 占用料の改定（別表）
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和4年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

8 文京区立公園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 占用料を改定するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 占用料の改定（別表第1及び別表第3）
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和4年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区立公園条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

9 文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 占用料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 占用料の改定（別表）
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和4年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区立本郷給水所公苑条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

10 文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 引用条文の改正（第5条第3項及び第4項）
「同条第1号イ又はロ」 → 「同条第1号」
「第14条第2号イからハまで」 → 「第14条第2号」
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

11 文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 学校施設におけるインターネット施設予約システムの導入に伴い、使用料に係る規定を整備するとともに、施設の使用単位を改めるため、提案する。

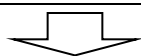
(2) 改正内容

ア 使用料の後納に係る規定の追加（第5条）

イ 施設の使用単位の変更（別表）

[現行]

施設名	使用料	
	昼間（5時間以内）	夜間
講堂・屋内運動場	1,000円	1,600円
格技室	600円	1,000円
教室（1教室につき）	200円	200円
校庭	800円	900円



[改正後]

小学校

施設名	使用料					
	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間Ⅰ	夜間Ⅱ
講堂・屋内運動場	300円	300円	400円	400円	780円	780円
格技室	180円	180円	240円	240円	480円	480円
教室（1教室につき）	100円	100円	100円	100円	100円	100円
校庭	240円	240円	320円	320円	450円	450円

中学校

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
講堂・屋内運動場	600円	600円	1,300円
格技室	360円	360円	800円
教室（1教室につき）	120円	120円	150円
校庭	480円	480円	750円

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和4年8月1日

イ 経過措置 令和4年9月1日以後の使用分から適用する。

12 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 出生サポート休暇制度を新設するため、提案する。

(2) 改正内容 特別休暇に出生サポート休暇を追加する。（第17条第1項第1号及び第2号）

※ 出生サポート休暇の概要については、3(2)※参照

(3) 施行期日 令和4年4月1日

13 (仮称)中央大学茗荷谷キャンパス整備工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について

(1) 提案理由 工事の内容の変更に伴い、協定の一部を変更するため、提案する。

(2) 変更内容

- ア 協定の目的 中央大学茗荷谷キャンパスのうち区が賃借する部分に係る整備工事
イ 協定金額 金2億2,416万2,585円
(変更前の協定金額 金1億6,390万円)
ウ 協定の相手方 東京都八王子市東中野742番1
学校法人中央大学
理事長 大村雅彦

【参考】

- ① 工 期 令和3年3月13日から令和4年12月31日まで
② 支出科目等 令和2年度 一般会計 総務費 企画費
令和3年度 一般会計 総務費 企画費
令和4年度 債務負担行為

14 文京シビックセンター議場特定天井改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター議場特定天井改修工事
(2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
(3) 契約金額 金4億4,550万円
(4) 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上和幸

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和5年3月17日まで
② 支出科目等 令和3年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和4年度 債務負担行為

15 公園再整備工事(文京区立久堅公園)請負契約

- (1) 契約の目的 公園再整備工事(文京区立久堅公園)
(2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
(3) 契約金額 金1億8,169万9,100円
(4) 契約の相手方 東京都台東区東上野四丁目8番1号
株式会社理研グリーン東京支店
支店長 加瀬澤郁輔

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和5年3月9日まで
② 支出科目等 令和3年度 一般会計 土木費 公園緑地費
令和4年度 債務負担行為

16 特別区道路線の認定について

- (1) 提案理由 法定外通路について、特別区道路線の認定をする必要があるため、提案する。
- (2) 認定をする路線名、起点及び終点
特別区道文第1138号
 - ・起点 文京区目白台二丁目11番先
 - ・終点 文京区目白台二丁目12番先

17 令和3年度文京区一般会計補正予算

18 令和3年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

19 令和3年度文京区介護保険特別会計補正予算

20 令和3年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算